

給水装置工事申込に伴う費用

令和7年4月1日

水道加入金

水道メーター口径	給水装置の新設	給水装置の改造 (増 径)
φ 2 0 mm以下	396, 000円	新口径と旧口径 との差額とする
φ 2 5 mm	712, 800円	
φ 3 0 mm	1, 152, 800円	
φ 4 0 mm	2, 455, 200円	
φ 5 0 mm	4, 415, 400円	
φ 7 5 mm	9, 108, 000円	
φ 1 0 0 mm	18, 458, 000円	
φ 1 5 0 mm	50, 402, 000円	

- ・ 上記金額は、消費税相当額を加算した額です。
 - ・ 集合住宅等については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、戸数を乗じ算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとします。
 - ・ 単身者向け共同住宅については軽減措置があります。
(戸数を乗じる方法で算定した場合)
 - ・ 水道加入金は給水装置工事の分岐工事の申請時に徴します。
- ※ 市が別に指示したときは内線申請時に徴する場合があります。
(分岐が完了しているなど)

検査手数料等（1 申請あたり）

名称	分岐	臨時	内線
設計審査費	7, 200円	7, 200円	7, 200円
分岐立会費	5, 400円		
竣工検査手数料	2, 700円		5, 400円
表示ピン	350円		
合計	15, 650円	7, 200円	12, 600円

- ・ 表示ピンの金額は、消費税相当額を加算した額であり、それ以外は非課税です。
- ・ 臨時を分岐と同時に申請する場合は、分岐手数料（15, 650円）のみで、臨時に係る手数料（7, 200円）は不要です。
- ・ 国道及び府道の分岐工事は、道路掘削申請費（7, 200円）が必要です。
- ・ 分岐立会が勤務時間外の場合、分岐立会費は2倍（10, 800円）になります。

八幡市上下水道部上水道課
T E L : 0 7 5 - 9 8 3 - 5 3 2 8